

関西大学大学院商学研究科院生研究会規約

- 第1条（名称） 本会は関西大学大学院商学研究科院生研究会と称する。
- 第2条（目的） 本会は学術の研究および調査、ならびに、これに関連する事業を行うことを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （1） 研究報告会の開催
 - （2） 論集「千里山商学」の発行
 - （3） 講演会の開催
 - （4） その他必要と認められた事業
- 第4条（会員の種類） 本会の会員は正会員、賛助会員および特別会員の3種類とする。
- （1） 正会員は関西大学大学院商学研究科に在籍する大学院生とする。
 - （2） 賛助会員は関西大学大学院商学研究科を修了し、本会の趣旨に賛同する者とする。
 - （3） 特別会員は本会の発展に貢献し、総会において承認された者とする。
- 第5条（役員） 1. 本会は第2条の目的を達するため次の役員をおく。
- （1） 会長 1名
 - （2） その他必要と認められた各役員 若干名
2. 会長は本会を代表する。
3. 全役員により役員会を構成する。
- 第6条（役員の選任） 役員は総会の議決を経て選出する。
- 第7条（役員の任期） 各役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
- 第8条（役員会） 役員が要求があった場合は、速やかに役員会を開催しなければならない。
- 第9条（総会） 1. 総会は正会員をもって構成し、原則として年1回開催する。
2. 総会は出席会員（委任状出席を含む）の過半数の賛成をもって成立する。また出席しない場合には、出席会員による決議に賛同したもののみなす。
 3. 前年度の会長が議長を務める事とする。
 4. 可否同数のときは議長の決するところによる。
 5. 役員会が必要と認めたときは、総会を開催することができる。ただし総会開催の1ヶ月前に会員へ通知する。
- 第10条（論集の投稿規定） 論集「千里山商学」の投稿規定は以下の通り定めるものとする。
- （1） 投稿資格 第4条に定める会員とする。
 - （2） 種類 論文、書評、翻訳、その他。
 - （3） 枚数 200字詰原稿用紙100枚程度とする。
 - （4） 応募原稿は指導教授の承認を得ることとする。ただし指導教授が本学に在籍していない場合は、本会の承認をもってこれに代えることとする。
- 第11条（規約の改正） 本会規約の改正は総会の議決を経て決定する。

附 則

1. この規約は、平成18年6月30日より効力を生じる。